日倉(業)第170号

令和2年12月1日

各地区倉庫協会　事務局長　様

一般社団法人日本倉庫協会

理事長　米田　　浩

新・増設倉庫証明申請書(地方税用)における押印省略について

掲題の件、国交省から別紙のとおり通知がありました。

現在、行政のデジタル化の流れにより、各種行政手続きが見直されている中で、

倉庫税制（地方税）の申請の際の新・増設倉庫証明申請についても手続きが見直されました。

○変更点

・申請書の押印欄の削除

・事業者等からの提出方法について、電子メールでの受付が可能

　(注)メールアドレスは各運輸局にお尋ねください。

なお、国税関係については、国税通則法上、押印を要することが規定されているため今回改正は行われません。同法についても今後改正が行われるのでそれに合わせて、上記同様の措置が取られる予定です。

また、物流効率化法の申請に関しましても、現在、申請書等の改正が行われておりますので、改めてご通知させていただく予定です。

つきましては、貴会員事業者に周知方依頼します。

(添付書類)

1. 国交省からの通知
2. 新・増設倉庫証明申請書(PDF版、記入用WORD版)
3. (別紙)倉庫の概要(　　〃　　)
4. 申請の手続要領

以上